

予防接種についてのご案内

4月からの予防接種について主な変更点をお知らせします。

●妊婦RSウイルス予防接種（定期接種） 〈令和8年度から開始〉

対象者（町内在住）	妊娠 28 週から 37 週に至るまでの方 ※過去に RS ウイルス感染症にかかったことのある方も対象となります。 ※妊娠 39 週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その 14 日前までに接種を完了させることが望ましいです。
用いるワクチン	組換え RS ウイルスワクチン
自己負担金	無料
受け方	①町が委託した医療機関に予約してください。 ※予診票は妊娠届出時等に配布します。 ②予約日に問診・接種を受けてください。接種に際しては、あわせて接種前に母子健康手帳の提示をお願いします。

●高齢者肺炎球菌予防接種（定期接種） 〈用いるワクチンの変更及び自己負担金の変更〉

用いるワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20) ※23価ワクチンは助成対象外
対象者	① 65 歳の方 ② 60 歳以上 65 歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの ※原則、過去に 23 価や 20 価等の任意接種を受けたことがない方が対象となりますが、過去に接種をされた方でも、当該予防接種を行う必要があると、医療機関において医師が判断した場合は、定期接種の対象となる場合がありますので、町にお問い合わせください。
自己負担金	4,000 円
受け方	①町が委託した医療機関に予約してください。 ②役場健康こども課の窓口で必要書類をお受け取りください。 ③予約日に問診・接種を受け、自己負担金をお支払いください。

●女子HPV予防接種（定期接種）及び男子HPV予防接種（任意接種）

女子HPV予防接種及び男子HPV予防接種について、用いるワクチンが変更となります。

女子HPV→9価ワクチン（シルガード9）のみ対象となります。

男子HPV→4価ワクチン（ガーダシル）に加え、9価ワクチン（シルガード9）も対象となります。

※女子HPV、男子HPVともに自己負担（無料）等の変更はありません。

●高齢者インフルエンザ予防接種

75歳以上の方について、標準量インフルエンザHAワクチンに加え、高用量インフルエンザHAワクチンも助成の対象となります。自己負担等、詳細は決まり次第お知らせします。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133

高齢者の方へ 補聴器購入費を助成しています

聴力の低下により日常生活に支障を感じている高齢者の方へ、家族や地域の方々と、よりよいコミュニケーションを取っていただくため、補聴器購入費の一部を助成しています。

助成の対象者（以下のすべての条件を満たす方）

- ① 長瀬町に住民票があり、実際に居住している方
- ② 満65歳以上の方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
- ④ 補聴器にかかる補装具費の支給を受けていない方
- ⑤ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方
※ 40デシベル未満でも、医師が補聴器の必要性を認めた場合は対象となります。
- ⑥ 町税などに未納がない方

助成の内容

医療機器認定を受けた補聴器の購入に対して 最大3万円
※ 助成は、お一人につき一回限りです。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当
☎66・3111 内線143

助成の流れ

① 申請書の入手	福祉介護課で申請書と医師意見書の様式を受け取ります。※ 町のホームページからもダウンロードできます。
② 耳鼻咽喉科の受診	医師意見書の様式を持参して、耳鼻咽喉科を受診します。医師に意見書を記入してもらってください。※ 診察料や文書料は自己負担となります。
③ 見積書の入手	補聴器販売店で見積書を発行してもらいます。
④ 申請書の提出	申請書、医師意見書※、見積書※を福祉介護課に提出します。 ※ 3か月以内に発行されたものに限りです。
⑤ 助成金交付の決定	町から、助成金交付決定の連絡が届きます。 ※ 助成金交付決定の連絡があるまでは、補聴器を購入しないでください。
⑥ 補聴器の購入	補聴器を購入します。購入時に補聴器販売店から領収書を発行してもらってください。
⑦ 実績報告書の提出	実績報告書と領収書（写し可）を福祉介護課に提出します。
⑧ 助成	指定の口座に助成金が振り込まれます。